

## 件名「板橋駅周辺3Dモデル整備および周知支援業務委託」入札参加者からの質問・回答

| No. | 質問  | 回答   |
|-----|---|--|
| 質問1 | 別図の作成範囲において、②の部分は①と同様のアイレベルでの3Dモデル作成が必須となりますでしょうか。  | ①の部分は、整備前・整備後のアイレベルの風景について構造物等の外形の凹凸や開口部を反映させ、特徴が一目でわかるようなモデル作成を必須とします。<br>②の部分は、通りに面した部分については、現況の街並みの特徴が一目でわかるようなアイレベルでのモデル作成を必須とします。なお鳥瞰で見たときの品質は、街並みの様子等がある程度わかるよう3Dデータを作成してください。 |
| 質問2 | 「拡張製品仕様書」の作成および準拠、また、3D都市モデル標準作業手順書への準拠は、下記URLの手順においてすべてに準拠する必要がありますでしょうか。<br><a href="https://www.mlit.go.jp/plateaudocument02/">https://www.mlit.go.jp/plateaudocument02/</a> | ・3D都市モデル標準作業手順書は、添付URLの標準作業手順書にすべて準拠してください。<br>・「拡張製品仕様書」の作成及び準拠は、上記の標準作業手順書にすべて準拠してください。  |